静岡県告示第576号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和7年8月12日

静岡県知事 鈴木康友

1 区域の名称

河内諏訪No. 2 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡	市	区	町	大	字	字	地	番	
							次に掲げる地番	の土地に存す	
							る標柱11号から13号を順次結ん		
							だ線、平成21年3	月31日静岡県	
							告示第371号で指定	定した標柱1号	
							と11号、同告示で	指定した標柱	
						3号と13号を結んだ線及び同告			
			示で指定した標柱1号から3号						
							までを順次結んだ線に囲まれた		
							区域		
下日	田市			河	内	諏訪	828 — 2	11号	
						11	829 — 3	12号	
						ワデ	962 — 2	13号	